

メガソーラー事業に係る主な関係法令

NO	関連法令	主な規制の概要	手続き	県所管課	相談窓口	
					地域	窓口
17	地すべり等防止法	<p>地すべり防止区域内において、次に掲げる行為をしようとする場合は知事の許可が必要。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地下水を誘致し、又は停滞させる行為で地下水を増加させるもの、地下水の排水施設の機能を阻害する行為その他地下水の排除を阻害する行為(政令で定める軽微な行為を除く。) ・地表水を放流し、又は停滞させる行為その他地表水のしん透を助長する行為(政令で定める軽微な行動を除く。) ・のり切又は切土で政令で定めるもの ・ため池、用排水路その他の地すべり防止施設以外の施設又は工作物で政令で定めるもの(以下「他の施設等」という。)の新築又は改良 ・その他、地すべりの防止を阻害し、又は地すべりを助長し、若しくは誘発する行為で政令で定めるもの 	許可申請	<p>県土整備部 砂防・災害対策課 (023-630-2633)</p>	東南村山地域	村山総合支庁 建設総務課 (023-621-8187)
					西村山地域	村山総合支庁 西村山建設総務課 (0237-86-8372)
					北村山地域	村山総合支庁 北村山建設総務課 (0237-47-8658)
					最上地域	最上総合支庁 建設総務課 (0233-29-1376)
					東南置賜地域	置賜総合支庁 建設総務課 (0238-26-6069)
					西置賜地域	置賜総合支庁 西置賜建設総務課 (0238-88-8223)
					庄内地域	庄内総合支庁 建設総務課 (0235-66-5574)